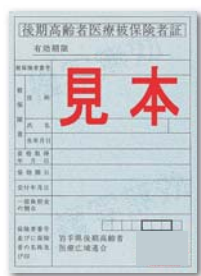


75歳以上の人および65歳以上で障がい認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人に交付しています。

8月からの保険証は、7月31日までに郵送します。

＊保険料の納付方法
本年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書と納入通知書を7月中旬に郵送します。

保険料は、原則、年金からの差し引き(特別徴収)です。ただし、受給



■後期高齢者保険証

後期高齢者保険証・各種受給者証の有効期限は7月31日です。8月からの新しい受給者証などが届いたら記載内容を確認しましょう。



後期高齢者保険証・各種受給者証の更新時期です



■国保限度額適用認定証

70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者に交付しています。

8月からの国民健康保険高齢受給者証は、7月31日までに郵送します。



■国保高齢受給者証

している年金額などによって差し引きできない場合は、口座振替や納付書による支払い(普通徴収)となります。

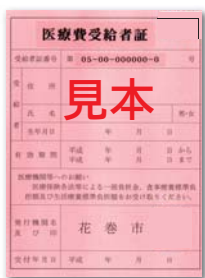
有効期限が切れた保険証や受給者証などは、個人情報保護のため、はさみで細かく切るなどしてから廃棄してください。

- 【問い合わせ】
- 後期高齢保険証、国保高齢受給者証、国保限度額適用認定証について
- 本館国保医療課 (☎24・2111内線535)
 - 各総合支所健康福祉係
大迫(☎48・2111内線143)
石鳥谷(☎45・2111内線227・228)
東和(☎42・2111内線222・223)
- 医療費受給者証について
- 本館国保医療課 (☎24・2111内線534)
 - 各総合支所健康福祉係
大迫(☎48・2111内線142)
石鳥谷(☎45・2111内線228)
東和(☎42・2111内線222)

申請の際は、①保険証②世帯主と交付を希望される人のマイナンバー(個人番号)が分かるもの③届け出される人の本人確認書類(運転免許証、顔写真付きのマイナンバーカードなど)④1年以内に90日以上入院した人は、入院日数が確認できる医療機関の領収書―をお持ちください。

乳幼児、小学生、中学生、高校生など、妊産婦、重度心身障がい者、心身障がい児、ひとり親家庭、寡婦(夫)の医療費助成の受給者に交付しています。

所得などを確認し、引き続き該当する人に8月からの受給者証を7月31日までに郵送します。



■医療費受給者証

※別世帯の人が手続きする場合は、本人からの委任が必要です

院または通院で高額な治療を受けている人に交付しています。

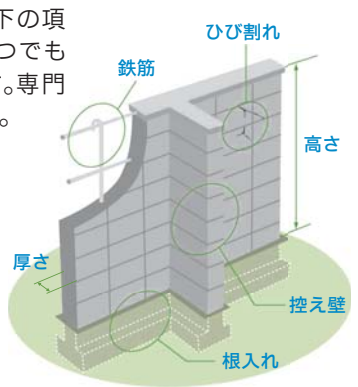
＊申請手続きをお忘れなく

引き続き「限度額適用・標準負担額減額認定証(認定証)」を使用する場合は、8月中の申請手続きにより、8月1日からの認定証が交付になります。

■点検のチェックポイント

ブロック塀について、以下の項目を点検してください。一つでも不適合があれば危険です。専門家に相談し、改善しましょう。

- 1. 塀は高過ぎないか
塀の高さが地盤から2.2メートル以下か
 - 2. 塀の厚さは十分か
塀の厚さは10センチ以上か(塀の高さが2メートル超2.2メートル以下の場合は15センチ以上)
 - 3. 控え壁はあるか
(塀の高さが1.2メートル超の場合)
塀の長さ3.4メートルごとに、塀の高さの5分の1以上突出した控え壁があるか
 - 4. コンクリートの基礎があるか
 - 5. 塀は健全か
塀に傾き、ひび割れはないか
 - 6. 塀に鉄筋は入っているか(専門家に相談しましょう)
○塀の中に直径9ミリ以上の鉄筋が、縦横80センチ以内の間隔で配筋されているか。また、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか
○基礎の根入れ深さは30センチ以上か(塀の高さが1.2メートル超の場合)〔出典…パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災2013.1(一部改)〕
- 組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀のチェック項目については、国土交通省や岩手県、市のホームページをご覧ください



平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、塀の倒壊により死亡事故が発生しました。

建築基準法の構造基準を満たしていないブロック塀や、老朽化により品質が低下しているブロック塀などは、地震時に倒壊し二次被害が発生する危険性があります。

■ブロック塀の適正な管理を
ブロック塀の所有者・管理者は、左記の「点検のチェックポイント」を活用し、適正な維持管理に努めましょう。安全点検の結果、危険性が確認された場合は速やかに通行者への注意表示をしてください。さらに建築士などの専門家に相談し、適切な改修・除却などの対策をしましょう。

ブロック塀の除却費などを助成します

市は、地震によるブロック塀等(※)の倒壊を未然に防ぐため、耐震診断や耐震改修、除却、建て替えをする際の費用の一部を助成します。

助成を希望する人は、工事などの契約を行う前に新館建築住宅課へご相談ください。

※補強コンクリートブロック造、石造、レンガ造、その他組積造による塀

■事前相談

助成を受けるためには、事前の相談が必要です。相談後、ブロック塀等を市職員が調査し、補助対象に該当するかを判断します。

■対象となるブロック塀等

- 事前相談による調査の結果、補助対象と認められるブロック塀等で、次のいずれかに該当し、道路または敷地からの高さが原則1.2メートルを超えるもの
 - 避難地(指定緊急避難場所および指定避難所)に面するもの
 - 通学路(小中学校、幼稚園、認定こども園、保育園に通う児童・生徒が通行する道路)、緊急輸送道路、避難地に安全に到達する道路に面するもの

■補助対象者

次の要件を全て満たすブロック塀等の所有者また

は管理者

- 前年度の市税などを滞納していないこと
- 同補助金の交付を受けていないこと
- [ブロック塀等を共有している場合] 共有者が同補助金の交付を受けていないこと
- [ブロック塀等を共有している場合] 共有者の同意を受けていること(同意書が必要です)
- 土地の販売を目的とした除却工事でないこと

■受付予定件数 4件

■補助金額

ブロック塀等の耐震診断、耐震改修、除却、建て替えに要する経費の合計額(※)の3分の2(限度額50万円)
※ブロック塀等の延長1メートル当たり8万円が限度

■受付期間

7月22日(月)～令和2年1月10日(金)

＊申請は令和2年2月28日(金)までに完了できるものに限ります。申請書類など詳しくは下記へ

■問い合わせ

新館建築住宅課(☎24・2111内線543)



既設ブロック塀の安全点検をお願いします

【問い合わせ】
新館建築住宅課(☎24・2111内線543)